

グループ内外無差別的な電力取引の担保策等に関する提言

令和4年1月31日
再生可能エネルギー規制総点検タスクフォース
大林ミカ、川本明、高橋洋、八田達夫

I : 全体認識

- ・当タスクフォースは、再生可能エネルギーの「最優先の原則の下で最大限の導入」¹という政府方針も踏まえ、その手段として電力分野における公正な競争環境の整備を訴えてきた。と同時に公正な競争環境は、電気事業全般について効率的な市場取引を実現する上で、不可欠である。
- ・このようなタスクフォースの指摘の発端となったのは、2021年1月のスポット価格高騰問題であった。当タスクフォースの指摘にも呼応する形で、電力・ガス取引監視等委員会（電取委）は、内外無差別な卸取引・小売取引の実効性の確保などを、資源エネルギー庁は、燃料在庫の情報公開などを進めてきた。
- ・当初の指摘から1年近くが経過するこの時点で、現状の進捗を確認するとともに、更なる改革が必要な点を提言する。

II : 提言

1) 発電電力量等の発電関連情報の公開

○取り組み状況

- ・あらゆる市場関係者にとって、発電関連の情報の公開は、電力取引上極めて重要である。大型発電設備の運転停止や出力低下の情報があれば、小売事業者は先物取引や需要家との再契約などの対策を講じることができる。発電部門と小売部門が同一の大手電力会社（旧一般電気事業者）は、そのような情報を社内で容易に入手できるため、これを日本卸電力取引所のHJKSなどを通して広く公表することは、公正競争上不可欠である。
- ・昨冬のスポット価格高騰を受けて、この情報公開のルールの見直しが進められ、出力低下の場合の公表対象の拡大や、停止・出力低下の原因・理由の明記などが、昨年11月より運用されている。また、発電電力量（kWh）については、系統情報の公開という文脈で、供給区域別の需給実績（電源種別、30分コマ毎）を一般送配電事業者が可能な限りリアルタイムに近く、グラフ・表といったビジュアル化して公表することになっている。

○現状の課題

- ・一方で、発電ユニット別の発電電力量までは公開の対象となっていない。この結果、大手電力は、スポット市場への依存度が高い新電力の発電原価や調達目線を、相当程度正確に把握できる一方で、新電力は、多数の発電所を所有する大手電力の小売部門の仕入れ価格を、スポット価格を除いて知ることはできない。大手電力の発電ユニット別の発電電力量が公開されれば、情報の非対称性の緩和に繋がることが期待される。またこれは、大手電力の小売

¹ 「第6次エネルギー基本計画」。

部門にも、他の大手電力の発電部門の詳細な情報をもたらし、より有利な条件で供給してくれる他社を見出すことに繋がる。

・日本とは対照的に欧州では、情報公開に関する EU 規則に基づき、「エリア毎・電源種別の発電電力量（コマ毎、1 時間以内に公表）」等だけでなく、「容量 100MW 以上の発電ユニットの実際の発電電力量（コマ毎、5 日後に公開）」が、ENTSO-E のウェブサイトで開催されている。発電事業者には、各地の送電事業者（TSO）に対して情報を提供する義務が課せられている。

・日本でこのような発電ユニット別の発電電力量までの情報公開が行われていない理由として、「発電事業者やその親会社の経営情報に該当し、相対契約における価格交渉に不利益が出る」等の指摘があるが、一律に公開した場合には情報の秘匿性が失われると考えられ、その根拠は必ずしも明瞭でない。また、発電所によってオンライン制御ができないとの理由もあるようだが、現今の日本社会においてデジタル化の推進は必須である。

⇒必要な措置：

・まず、一般送配電事業者や電力広域的運営推進機関による、供給区域別の需給実績（電源種別及び燃料種別、30 分コマ毎）の、リアルタイムに近くビジュアル化がなされた公表を早期に実現する。

・その上で、欧州のように、発電ユニット別の発電電力量の、できる限りリアルタイムに近くビジュアル化がなされた公表の仕組みを検討し、早期に実現する。

・なお、できない発電事業者や発電所あるいは一般送配電事業者については、その根拠を明らかにさせた上で、期限を設けて発電所のデジタル化など可能になる対策を取らせる。

2) 電力卸取引等の内外無差別性の確保

○取り組み状況

・大手電力の発電部門による卸売において、グループ内小売事業者とグループ外小売事業者との間で差別的取り扱いがあってはならない。ここで内外無差別とは、新電力も大手電力の小売部門と同一の取引条件で契約を結べることを意味する。

・電取委の調査によれば、年間を通じた相対卸平均価格において、グループ内取引がグループ外取引より必ずしも低いわけではなく、低い場合にもそれぞれ合理的な理由があることが確認されているという。

○現状の課題

・しかし、この調査結果には注意が必要である。例えば、グループ内取引の方が高価格の場合にも、グループ内取引では変動数量契約²が大半であったり、価格が高騰しやすい夏冬の販売量の割合が高かったりするなど、大手電力の小売部門にとって条件が有利な可能性がある。条件が有利であれば、高価格となるのは当然である。内外無差別性については、適正な判定基準に基づいた更なる検証が必要である。

・そもそもグループ内での変動数量契約は、発送電一貫体制の名残とも言え、不透明な部分が多い。グループ外小売事業者にも提供されているとのことだが、希望する小売事業者全てに同条件で提供されているのか、内外への提供量はそれぞれどの程度の割合なのかなど、明らかにされていない。

² 電力需要が増減した場合にも供給側が対応する必要があり、確定数量契約の場合より発電部門は不確実性に晒され、一般にオプション価値の上乗せが求められると考えられる。

・また、電力小売について、大手電力による赤字覚悟の取り戻し営業と疑われる大胆な値引きの案件が複数報告されている。小売平均価格で見た場合には内外価格差がなくとも、個別契約ごとに見れば、グループ内の不当な内部補助と見られる事案はないのか、精査が必要である。

⇒必要な措置：

・希望する全ての小売事業者が、大手電力の小売部門と契約期間を含めて同条件かつ差別的でない価格での契約を選択でき、さらに大手電力のグループ内取引が変動数量契約の場合には、これと同期間の確定数量契約も選択できるように、以下の措置を講じる。

・まず、大手電力の発電部門は、2024年度までに、内外無差別で小売り各社（大手電力の小売部門を含む）に契約を提案させ、条件の良いものから相対契約を結ぶこととする。その際、提案入札の時期は揃えることとする。なお、大手電力の発電部門が結んでいた既存の契約で、契約期間が一年以上のものは、契約途中であるが、いったんすべて解除して、内外無差別のプロセスで残ったものを存続させることにする。

・その際、大手電力には、グループ内外取引の契約書化を求めた上で、全ての契約書の電取委への提出を義務づける。

・次に、全ての小売事業者がこの供給条件を知りかつ比較できるよう、大手電力は、価格と取引数量以外の契約条件（確定数量契約か変動数量契約か、変動数量契約の契約量上限・下限、契約期間など）を記載した契約書のひな型を作成し、公開する。このひな型は、基本的に、契約者名、取引数量と価格の項目のみを空欄にしたものである。

・その上で電取委は、グループ内と新電力との価格入りの契約書を比較して、契約の内外無差別性を確認する。疑義があれば、大手電力に説明を求める。

・さらに電取委は、以下を行う。

- ① 大手電力の発電部門に対して、変動数量契約のオプション価値を評価するために必要な基礎情報（予想平均取引量など）の提出を求める。
- ② 上記のひな型と①の基礎情報のテンプレートを大手電力の間で共通の様式とすべく、これらに記載すべき項目のガイドラインを策定する。
- ③ 電力小売取引に関して、個別契約ごとに見れば不当な内部補助とみられる事案はないのか、調査する。
- ④ 年間を通じての平均価格ではなく、各月の時間帯別の平均価格を比較した上、大手電力に、その価格差に合理性があるかどうかを説明させる。

3) グロス・ビディングに代わるスポット市場の活性化策

○取り組み状況

・現行のグロス・ビディングは、大手電力のグループ内取引を取引所経由にすることで透明性を高めるとともに、スポット市場の流動性を拡大する目的で、2017年から導入された。その結果、スポット市場の約定量は電力需要全体の4割程度に拡大した。一方で、この約定量の半分程度を大手電力の事実上のグループ内取引が占めている。

○現状の課題

・大手電力のグループ内のグロス・ビディングでは、発電部門と小売部門との間で情報遮断は行われず、約定を確実にするため、0.01円といった安値売りと999円といった高値買戻し

が常態化している。これでは、取引の透明性は確保されておらず、表面上約定量が増えるだけで、スポット市場へのネットの供給量を全く増やさない。

・また、グループ内取引の多くが変動数量契約であると思われ、需給ひっ迫時にも大手電力の小売部門は、発電部門から安い契約価格で大量に買い続けることができると考えられる。これは、スポット市場への供給量を激減させることに繋がり、実際にいくつかの大手電力は、昨冬のスポット価格高騰時に（自主的な）グロス・ビディングを取り止めた。

・このようなグロス・ビディングについて、当タスクフォースは実質的な意味がないとして廃止を提言してきた。電取委での検討の結果、「新たな手段」に移行することを前提として、廃止の予定となっているが、「新たな手段」は現時点で明らかでない。

・需給ひっ迫時にも一定の玉が市場に供出されるようにし、スポット市場での取引を実質的に活性化するには、変動数量契約の上限量を一定の範囲内に制限することが、効果的である。その場合、大手電力の小売部門は不足分をスポット市場から調達する必要に迫られ、変動数量契約の下での安い契約価格でなく、適正な（多くの新電力と同様の）市場価格に直面することになり、需要抑制などの市場メカニズムが機能する。

⇒必要な措置：

・これまでの自主的なグロス・ビディングを廃止する。その上で、「新たな手段」として、グループ内外の変動数量契約の条件の透明化・統一化（上記2））に加え、大手電力の発電部門が提供している、少なくともグループ内の変動数量契約の上限量に一定の制限をかける。その制限は、大手電力の発電部門の総発電電力量に対して、変動数量契約を一定%以下といった形をとる。

・また、市場支配力の行使を防ぐため、余剰分の全量玉出しも継続する。これは自主的取り決めでなく、公式の制度にする。

・大手電力の小売部門が高い市場価格に直面した場合に、需要を減少させるインセンティブを機能させるためには、発電部門と小売部門それぞれの費用の明細を明らかにすることは足りず、少なくとも会計分離を実施する³。

4) 需給曲線の公開

○取り組み状況

・スポット価格高騰問題を受けて、2021年2月より、30分コマ毎の全国のシステムプライスの需給曲線が、日本卸電力取引所のウェブサイト上で継続的に公開されるようになった。

○現状の課題

・しかし、グラフの画像のみでデータが添付されておらず、分析に利用できないため、情報公開としては不十分である。また新電力からは、全国レベルだけでなくエリア別の需給曲線の公開を求める声がある。

・対照的に欧州のEPEX Spotのウェブサイトなどでは、時間別・エリア別の数値が公開され、分析などに活用されている。またそうしたデータは、使い勝手に優れたグラフにより提供されている。

³ 発電部門が、小売部門と独立して利益最大化するため、発電部門に、卸売り担当者を配置し、部門毎の収支管理をするとともに、相対の交渉状況や市場への球出しなどについて、小売り部門との情報共有はさせないこととする（ファイヤーウォール）。

⇒必要な措置：

- ・エリア別の需給曲線や CSV 形式のデータなどを含むより詳細な情報を公開する。その際、ビジュアル面やインタラクティブ性に優れたグラフなど、欧州と同様の分析などに使いやすい方法によって行う。

以上